

○伊勢広域環境組合議会公印規則

平成13年 4月26日
組合議会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、伊勢広域環境組合議会の公印の名称、使用区分その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の定義)

第2条 この規則において公印とは、公文書に使用する職印をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、ひな形、書体、寸法、個数及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の保管責任者)

第4条 公印は、庶務係長が管守する。

(保管及び使用の責任)

第5条 公印の保管及び使用については、管守者が責任をもって行わなければならない。

(公印の使用)

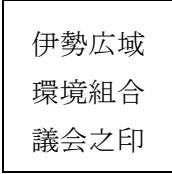
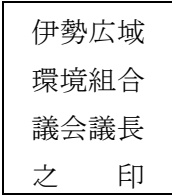
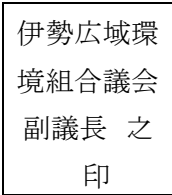
第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の現議書を添え、当該公印の管守者に提示し、その承認を受けなければならない。

第7条 公印の新調、改刻又は廃止しようとするときは、議長の決裁を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 表(第3条関係)

公印の名称	ひな形	書 体	寸 法	個 数	使 用 区 分
伊勢広域環境組合議会之印		てん書	方 2 1mm	1	議会をもってする文書
伊勢広域環境組合議会議長之印		てん書	方 2 4mm	1	議長名をもってする文書
伊勢広域環境組合議会副議長之印		てん書	方 2 1mm	1	副議長名をもってする文書